取 扱 基 準

	中小企業特別融資における障がい者雇用推進のための利子補
名 称	給金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定に基づき,一般融資又は小規模企業振興資金のうち,障がい者雇用推進のための融資を利用した者に対し,当該融資に係る負担利子の全部又は一部に充てるため,利子補給金を交付する。
目標	数値化□ 非数値化■
	中小企業における障がい者雇用促進を図る。
	<目標が数値でない場合の評価方法>
	障がい者雇用情勢や利用実績などを総合的に判断し評価する。
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。
	事業者が多数の場合,ホームページでの公表ができないことがあります。
	その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の 内 容	新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定に基づく一般融資又は小規模企業振興資金のうち,障がい者雇用推進のための融資に係る負担利子。
補助額 及びその算定方法 又は補助率	貸付額1,000万円以内:利子全額貸付額1,000万円超:利子年1.0%相当分
	<補助額が5万円未満,又は補助率(実行補助率を含む)が 1/2 を超える場合の理由>
————————————————————— 開始時期	令和 5年 4月 1日
評価の時期	令和 7年 9月30日
	令和 8年 3月31日
終期	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による情報の公表	〔内容〕
	可能な限り新潟市の補助金を受けている旨表示する。
	[媒体]
	ホームページ等
担当部署	福祉部 障がい福祉課 就労支援係
	電 話 025-226-1249 (直通)
	e-mail shogai.wl@city.niigata.lg.jp